

長井市保育施設保育料負担軽減事業費補助金のご案内

山形県が実施する「山形県保育料無償化に向けた段階的負担軽減交付金」を活用し、国の幼児教育・保育無償化の対象とならない子どもの保育料に対し、補助金を交付します。

1 対象者

長井市に住所を有し、次に該当する子どもの保護者

- ・国の幼児教育・保育無償化の対象とならない子ども
- ・0~2歳児クラスで保育の必要性が認められる子ども
- ・父母の市町村民税所得割の合計額が169,000円未満（年収約640万円未満）の世帯の子ども

◆父母の市町村民税所得割額について

・市町村民税所得割額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金控除、外国税額控除、配当・株式等譲渡所得割等の税額控除適用前の金額です。

・父母の収入のみで生計が成り立っていると認められない場合は、祖父母等の税額も合算します。

◆市町村民税所得割額の算定について

・令和7年4月から8月分までは令和6年度市町村民税所得割額、令和7年9月から令和8年3月分までは令和7年度市町村民税所得割額を基に算定します。

◆国の幼児教育・保育無償化の対象について

・市町村民税非課税世帯の子または満3歳以上の幼稚園児（1号認定児童）は、すでに無償化の対象となつているため、本補助金は対象となりません。

2 対象施設・事業

①幼稚園・認定こども園の2歳児預かり事業

長井市内該当施設：長井めぐみ幼稚園、小桜幼稚園、白山こども園

②認可外保育施設・企業主導型保育施設

※それぞれ、市外の施設も対象です。

3 補助額

市町村民税所得割税額の世帯合算額が97,000円未満の世帯の場合

各施設・事業ごとに、支払った保育料の1/2と補助上限額のいずれか低い額

施設・事業名	補助上限額
①幼稚園・認定こども園の2歳児預かり事業	21,000円
②認可外保育施設	21,000円
③企業主導型保育施設	0歳児
	1・2歳児

市町村民税所得割税額の世帯合算額が97,000円以上、169,000円未満の世帯の場合

各施設・事業ごとに、支払った保育料の1/4と補助上限額のいずれか低い額

施設・事業名	補助上限額
①幼稚園・認定こども園の2歳児預かり事業	10,500円
②認可外保育施設	10,500円
③企業主導型保育施設	0歳児
	1・2歳児

裏面に続きます

- ◆②幼稚園・認定こども園の2歳児預かりについて
3歳未満の認定対象外の子どもを言います。1号・2号・3号認定を取得している期間は対象外です。
- ◆補助の対象について
給食費、通園送迎費、行事費などは補助の対象外です。

4 手続きの流れ

①幼稚園・認定こども園の2歳児預かり事業の場合

補助対象の有無にかかわらず、「在園証明書兼保育料証明書」を施設からお渡しします。補助対象の要件を確認し、対象となる場合、市子育て推進課へ必要書類を提出してください。対象の有無が分からぬ等、ご不明な場合は市子育て推進課へお問い合わせください。

【必要書類】長井市保育施設保育料負担軽減事業費補助金交付申請書兼請求書

保育の必要性に係る申出書及び証明書類

在園証明書兼保育料証明書

②認可外保育施設・企業主導型保育施設の場合

補助対象の要件を確認し、対象となる場合、市子育て推進課へご連絡ください。必要書類をお渡しまたは郵送します。対象の有無が分からぬ等、ご不明な場合は市子育て推進課へお問い合わせください。

【必要書類】長井市保育施設保育料負担軽減事業費補助金交付申請書兼請求書

保育の必要性に係る申出書及び証明書類

在園証明書兼保育料証明書

5 申請期限及び受付場所

申請期限：令和8年3月13日（金）まで

受付場所：市役所子育て推進課

受付時間：8時30分から17時まで

※今回の申請分は令和7年9月から令和8年3月分までです。

◆各種書類は、市HPでもダウンロード可能です。

市HP内で「保育料負担軽減事業費補助金」と検索ください。

【問い合わせ先】
市子育て推進課子育て支援係
〒993-8601 長井市栄町1番1号
TEL : 0238-82-8014

補助対象の確認について

補助対象となるためには、「保育の必要性が認められること」と「父母の市町村民税所得割の合計額が169,000円未満(年収約640万円未満)の世帯」であることが必要です。それぞれの要件は以下のとおりですのでご確認ください。

保育の必要性について

「保育の必要性が認められる」とは、父母が次の事由に該当する場合をいいます。それぞれの事由ごとに証明書類が必要です。市所定の用紙は市子育て推進課でお受け取りいただくなHPからダウンロードできます(長井市HP内で「保育施設等利用」で検索すると必要書類が掲載されているページにアクセスできます)。

なお、認可保育所・認定こども園・地域型保育事業をご利用の場合、保育の必要性についてはすでに市で確認しているため、証明書類は必要ありません。

保育を必要とする事由	内容	証明書類
就労 (会社勤めの場合)	月64時間以上の実労働をしていることが最低条件です	就労証明書（市所定の用紙に勤務先で証明を受けてください）
就労 (自営業・農業の場合)		民生委員からの証明書 (市所定の用紙に記入の上、地区の民生委員から証明を受けてください)
妊娠・出産	産前産後5か月程度	母子手帳の写し（出産予定日が確認できるページ）
保護者の疾病、障がい	疾病による入院・通院又は障がいで児童の保育が困難な場合	診断書の写し 身体障害者手帳、療育手帳等の写し
親族の介護・看護	常に介護が必要とされる者の介護をしている場合	介護が必要であることが分かる書類（診断書、介護保険証の写し等）
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧	災証明書
求職中	求職活動中である場合	ハローワーク受付票の写し (保育を必要とする期間は3か月までです)
就学中	職業訓練校等における職業訓練を含みます	在学証明書、学生証等

市町村民税所得割額の確認について

補助対象：父母の市町村民税所得割額の合計額が169,000円未満

補助対象かどうかを判断するための市町村民税所得割額は、勤務先または市から送付される「市町村民税・県民税額決定通知書」等で確認ができます。市町村民税の支払い方法が給与天引きか個人納付かによって通知書の用紙が異なりますが、それぞれの確認方法は下記に記載のとおりです。

通知は5~6月頃に勤務先または市から送付されています。

所得割額金額が分からぬ等ご不明な点があれば市子育て推進課へお問い合わせください。

市民税等が給与天引きの場合の通知書

補助対象となる市町村民税所得割額には、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金控除、配当割・株式等譲渡所得割等の税額控除は含まれていません。

摘要欄に「調整控除」のほかにこれらの控除が記載されている場合は、その金額を「⑥所得割額」に合算した額が目安です。「調整控除」以外の税額控除がない場合は、「⑥所得割額」の金額が目安です。

市民税等を個人納付している場合の通知書

市町村民税・県民税 税額納稅 決定通知書

吉野村民税・農民税額を下記のとおり決定しましたので通知します。
各納期の税額をそれぞれの納期限までに納めてください。

右側に「調整控除」のほかに上記記載の税額控除が記載されている場合は、その金額を「所得割額」に合算した額が目安です。
「調整控除」以外の税額控除がない場合は、「所得割額」の金額が目安です。